

6 東彼教告示第 1 2 号

令和 6 年東彼杵町教育委員会規則第 5 号

東彼杵町公民館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 1 日

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人

東彼杵町公民館規則の一部を改正する規則

東彼杵町公民館規則（昭和48年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(図書の閲覧及館外貸出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 図書の館外貸出しの冊数は、個人貸出しの場合は<u>5冊</u>、団体貸出しの場合は20冊以内とする。ただし、団体貸出しの場合において、館長が特に必要があると認める時は、20冊をこえて貸し出すことができる。<u>視聴覚資料（ビデオ等）の貸出し数は、個人及び団体どちらも2本以内とする。</u></p> <p>3 図書の館外貸出しの期間は、個人貸出しの場合にあっては<u>2週間</u>、団体貸出しの場合は30日以内とする。<u>視聴覚資料（ビデオ等）の貸出しにあっては1週間とする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(図書の閲覧及館外貸出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 図書の館外貸出しの冊数は、個人貸出しの場合は<u>3冊</u>、団体貸出しの場合は20冊以内とする。ただし、団体貸出しの場合において、館長が特に必要があると認める時は、20冊をこえて貸し出すことができる。_____</p> <p>3 図書の館外貸出しの期間は、個人貸出しの場合にあっては<u>7日</u>、団体貸出しの場合は30日以内とする。_____</p> <p>4 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。